

資 料

ドイツ民法総則編の条文訳 (2・完)

— 第2節法人を除く —

ドイツ法律行為論研究会

目 次

はしがき

条文訳

第1章 人

第2章 物及び動物

第3章 法律行為 (以上前号)

第4章 期間及び期日

第5章 消滅時効

第6章 権利の行使、正当防衛、自力救済

第7章 担保提供 (以上本号)

第4章 期間及び期日

第186条 適用範囲 〔日民138条〕
次条から第193条までの解釈規定は、法律、裁判所による処分及び法律行為に含まれる期間並びに期日に関する定めについて適用する。

第187条 期間の開始 〔日民140条〕
(1) 期間の開始について事象又は1日の経過中における時点を基準とするときは、その事象又は時点が属する日は、期間の計算に当たっては、算入しない。
(2) 日の始めが期間の開始について基準となる時点であるときは、その日は、期間の計算に当たって算入する。年齢の計算における出生の日についても、同様とする。

第188条 期間の満了 〔日民141条、143条〕
(1) 日によって定めた期間は、その期間の末日の終了をもって満了する。
(2) 週、月又は複数の月を含む期間である年、半年若しくは4分の1年によって定めた期

間は、第 187 条第 1 項の場合においては、事象が生じる日又は時点に当たる日に相当する最後の週の曜日又は最後の月の日の終了をもって満了し、第 187 条第 2 項の場合においては、期間の起算日に相当する最後の週の曜日又は最後の月の日の前日の終了をもって満了する。

(3) 月によって定めた期間についてその最後の月にその終了の基準となる日がないときは、期間は、この月の末日の終了をもって満了する。

第 189 条 個別の期間の計算 〔日民——〕

(1) 半年は 6 箇月の期間、4 分の 1 年は 3 箇月の期間、半月は 15 日の期間とする。

(2) 期間を 1 箇月全体又は数箇月全体と半月とにより定めるときは、15 日は最後に計算するものとする。

第 190 条 期間の伸長 〔日民——〕

期間を伸長するときは、新たな期間は、前の期間が終了した時から起算する。

第 191 条 期間の計算 〔日民——〕

連続して経過することを要しない意味において月又は年によって期間を定めたときは、1 月は 30 日、1 年は 365 日とする。

第 192 条 月の初め、半ば、終わり 〔日民——〕

月の初めとは、その月の 1 日、月の半ばとは、その月の 15 日、月の終わりとは、その月の末日をいう。

第 193 条 日曜日及び休日；土曜日 〔日民 142 条〕

特定の日に又はある期間内に意思表示又は給付をしなければならない場合において、その特定の日若しくはその期間の末日が日曜日に当たり、又は表意地若しくは給付地において国家が承認する共通の休日若しくは土曜日に当たるときは、次の平日がその日に代わる。

第 5 章 消滅時効

第 1 節 消滅時効の対象及び期間

第 194 条 消滅時効の対象 〔日民——〕

(1) 他人に作為又は不作為を求める権利（請求権）は、消滅時効にかかる。

(2) 家族法上の関係に基づく請求権は、その関係に適合する状態を将来に向かって回復することに、又は血縁を解明するため遺伝上の調査に同意することに向けられている限り、消滅時効にかからない。

第 195 条 通常の消滅時効期間 〔日民 166 条 1 項〕
通常の消滅時効期間は、3 年とする。

第 196 条 土地に関する権利の消滅時効期間 〔日民——〕
土地所有権の移転請求権、土地に関する権利の設定、移転若しくは放棄又はこれらの権利の内容変更の請求権及びその反対給付の請求権は、10 年の消滅時効にかかる。

第 197 条 30 年の消滅時効期間 〔日民 167 条、168 条、169 条、724 条、724 条の 2〕

- (1) 次に掲げる請求権は、別段の定めがない限り、30 年の消滅時効にかかる。
1. 生命、身体、健康、自由又は性的自己決定の故意による侵害に基づく損害賠償請求権。
 2. 所有権その他の物権、第 2018 条、第 2130 条及び第 2362 条の規定に基づく返還請求権並びに返還請求権を行使するための請求権。
 3. 確定判決により確定した請求権。
 4. 執行をすることができる和解又は執行をすることができる証書に基づく請求権。
 5. 倒産手続において確定したことによって、執行をすることができることになった請求権。
 6. 強制執行の費用償還請求権。
- (2) 前項第 3 号から第 5 号までに掲げる請求権が、将来において弁済期が到来する定期的給付を内容とするときは、30 年の消滅時効期間に代えて、通常の消滅時効期間を適用する。

第 198 条 権利の承継があった場合の消滅時効 〔日民——〕
物について物権的請求権が発生している場合において、その物が権利の承継によって第三者の占有に属するに至ったときは、前の権利者が占有している間に経過した消滅時効期間は、権利の承継人のためにその効力を生ずる。

第 199 条 通常の消滅時効期間の開始及び消滅時効の最長期間 〔日民 166 条、167 条、724 条、724 条の 2〕

- (1) 通常の消滅時効期間は、消滅時効の開始について別段の定めがない限り、次の各号のいずれにも該当する年の終了の時から開始する。
1. 請求権が発生したこと。
 2. 債権者が、請求権を基礎づける事情及び債務者を知り、又は重大な過失がなければ知ることができたこと。
- (2) 生命、身体、健康又は自由の侵害に基づく損害賠償請求権は、発生、知又は重大な過失による不知を問わず、行為、義務違反その他損害を生じさせた事象から 30 年で消滅時効にかかる。
- (3) その他の損害賠償請求権は、次の各号の定めるところに従い、消滅時効にかかる。
1. 知又は重大な過失による不知を問わず、その発生から 10 年。

2. 発生、知又は重大な過失による不知を問わず、行為、義務違反その他損害を生じさせた事象から30年。

このうち、より早く終了する期間が適用される。

(3a) 相続開始に基づく請求権又は死因処分を知って行使する請求権は、知又は重大な過失による不知を問わず、その発生から30年で消滅時効にかかる。

(4) 第2項から第3項aまでに掲げる請求権以外の請求権は、知又は重大な過失による不知を問わず、その発生から10年で消滅時効にかかる。

(5) 請求権が不作為を目的とするときは、違反行為をもって発生に代える。

第200条 その他の消滅時効期間の開始 〔日民——〕

通常消滅時効期間を適用しない請求権の消滅時効期間は、消滅時効の開始に関する別段の定めがない限り、その請求権の発生の時に開始する。この場合においては、第199条第5項の規定を準用する。

第201条 確定した請求権の消滅時効期間の開始 〔日民——〕

第197条第1項第3号から第6号までに掲げる種類の請求権の消滅時効は、判決の確定の時、執行名義の作成の時又は倒産手続における確定の時から進行するが、請求権が発生する前は、この限りでない。この場合においては、第199条第5項の規定を準用する。

第202条 消滅時効に関する約定の不許容性 〔日民——〕

(1) 消滅時効は、故意に基づく責任の場合には、法律行為によりあらかじめ軽減することはできない。

(2) 消滅時効は、法律行為により、法律上の消滅時効の開始から30年の消滅時効期間を超えて伸長することはできない。

第2節 消滅時効の停止、完成猶予及び更新

第203条 協議中の消滅時効の停止 〔日民151条〕

債務者及び債権者の間で請求権又はこれを基礎づける事情について協議が行われている間は、消滅時効は、当事者の一方又は相手方が協議の続行を拒絶するまで、停止する。消滅時効は、停止が終了した後3箇月を経過するまで、完成しない。

第204条 権利行使による消滅時効の停止 〔日民147条、148条、149条〕

(1) 消滅時効は、次に掲げる事由がある場合には、停止する。

1. 給付、確認、執行文付与又は執行判決を求める訴えの提起

1a. 届出のあった請求権がムスタ確認の訴えの確認目標と同一の生活事実関係に基づくときは、債権者が当該訴えのために用いられる訴え登録簿に有効に届け出た請求権に関する

ムスタ確認の訴えの提起

2. 未成年者の扶養に関する簡易手続における申立ての送達
3. 督促手続における支払督促の送達又はヨーロッパ督促手続の導入に関する 2006 年 12 月 12 日のヨーロッパ議会及び閣僚理事会 (EG) 2006 年 1896 号規則 (ABl. EU Nr. L 399 S. 1) によるヨーロッパ督促手続におけるヨーロッパ支払命令の送達
4. 次に掲げる機関において、請求権を主張する申立ての告知の指示
 - a) 国立又は国家が承認した裁判外紛争解決機関
 - b) 申立ての相手方と合意して手続を行う他の裁判外紛争解決機関；
 消滅時効は、申立ての告知が指示された場合に、裁判外紛争解決機関における申立ての受領により停止する。
5. 訴訟上の相殺の主張
6. 訴訟告知の送達
- 6a. 請求権がムスタ手続の確認目標と同一の生活事実関係に基づく場合において、確定効のあるムスタ手続の終了後 3 箇月以内に、届出のあった請求権につき給付又は確認を求める訴えを提起したときは、届出のあった請求権に関するムスタ手続の届出の送達
7. 独立証拠調べの申立ての送達
8. 合意された鑑定手続の開始
9. 仮差押、仮処分若しくは仮の命令の発令を求める申立ての送達、又は申立てが送達されない場合において、仮差押命令、仮処分若しくは仮の命令の発令が債権者への告知若しくは送達から 1 箇月以内に債務者に送達されたときは、申立ての提出
10. 倒産手続又は航行法上の配当手続における債権の届出
- 10a. 債権者が請求権に基づき強制執行を開始することを妨げる、企業安定化及び企業再建法に基づく執行差止命令
11. 仲裁裁判上の手続の開始
12. 訴えの許否が官公署の先行裁決にゆだねられ、申立ての処理後 3 箇月以内に訴えが提起された場合の官公署への申立ての提出；官公署の先行裁決にその許否がゆだねられる、裁判所又は第 4 号に掲げる裁判外紛争解決機関への申立てについても、同様とする。
13. 上級裁判所が管轄裁判所を指定しなければならず、かつ、申立ての処理後 3 箇月以内に訴えを提起し、又は裁判管轄の指定が必要な申立てをしたときは、上級裁判所への申立ての提出
14. 訴訟費用援助又は手続費用援助を求める最初の申立ての告知；申立ての提出後告知があったときは、消滅時効は、申立ての提出時に停止する。
 - (2) 前項による停止は、既判力のある判決又は開始された手続の他の方法の終了後 6 箇月を経過することによって終了する。第 1 項第 1 号 a に基づく停止も、訴え登録簿への届出の取下げの日から 6 箇月を経過することによって終了する。当事者が行わないことにより手続が休止したときは、当事者、裁判所その他手続に関係する機関の最後の手続行為をもつ

て、手続の終了に代える。消滅時効は、当事者の一方が手続を続行した時に、新たに停止する。

(3) 第 206 条、第 210 条及び第 211 条の規定は、第 1 項第 6 号 a、第 9 号、第 12 号及び第 13 号に掲げる期間に準用する。

第 205 条 給付拒絶権の場合の消滅時効の停止 〔日民——〕
消滅時効は、債務者が債権者との合意によって一時的に給付の拒絶をする権利を有している間は、停止する。

第 206 条 不可抗力による消滅時効の停止 〔日民 161 条〕
消滅時効は、債権者が消滅時効期間の最後の 6 箇月以内に不可抗力により権利行使を妨げられている間は、停止する。

第 207 条 家族等に関する事由による消滅時効の停止 〔日民 158 条 2 項、159 条〕

(1) 婚姻当事者間の請求権の消滅時効は、婚姻中は、停止する。次の各号に掲げる者の請求権についても、それぞれ当該各号に定める期間、消滅時効は、停止する。

1. 生活パートナー 生活パートナーシップが存在している間
2. 子と
 - a) その父母
 - b) その父母の一方の配偶者又は生活パートナー
子が 21 歳に達するまでの間

3. 被後見人と後見人 後見関係が継続している間

4. 被世話人と世話人 世話関係が継続している間

5. 被保護人と保護人 保護が継続している間

補佐人に対する子の請求権の消滅時効は、補佐が継続している間は、停止する。

(2) 前項の規定は、第 208 条の規定の適用を妨げない。

第 208 条 性的自己決定の侵害による請求権の消滅時効の停止 〔日民——〕

性的自己決定の侵害による請求権の消滅時効は、債権者が 21 歳に達するまでの間は、停止する。性的自己決定の侵害による請求権の債権者が消滅時効が進行を始める時に債務者と家庭共同体において生活をしているときは、その家庭共同体が解消されるまでの間も、消滅時効は、停止する。

第 209 条 停止の効果 〔日民——〕

消滅時効が停止している期間は、消滅時効期間に算入しない。

第 210 条 不完全行為能力者の完成猶予 [日民 158 条 1 項]

(1) 行為無能力者又は制限行為能力者に法定代理人がないときは、その者のため又はその者に対して進行する消滅時効は、その者が行為能力者となった時又は代理の欠缺が除去された時から 6 箇月を経過するまでの間は、完成しない。消滅時効期間が 6 箇月より短いときは、その消滅時効のために定められた期間をもって 6 箇月の期間に代える。

(2) 前項の規定は、制限行為能力者に訴訟能力がある場合には、適用しない。

第 211 条 遺産事件における完成猶予 [日民 160 条]

遺産に属する請求権又は遺産に対する請求権の消滅時効は、相続人が相続を承認した時、遺産について倒産手続が開始した時又は代理人によって若しくは代理人に対して請求権を行使することができる時から 6 箇月を経過するまでの間は、完成しない。消滅時効期間が 6 箇月より短いときは、その消滅時効のために定められた期間をもって 6 箇月の期間に代える。

第 212 条 消滅時効の更新 [日民 147 条、148 条、152 条]

(1) 消滅時効は、次に掲げる場合には、新たにその進行を始める。

1. 債務者が債権者に対し、一部弁済、利息の支払い、担保の供与その他の方法により請求権を承認したとき。

2. 裁判所又は官公署による執行行為が開始され、又は申し立てられたとき。

(2) 執行行為による消滅時効の更新は、執行行為が債権者の申立てにより又は法律上の要件を欠くために取り消されたときは、生じなかったものとみなす。

(3) 執行開始の申立てによる消滅時効の更新は、申立てが許されないとき、若しくは執行行為の申立てが開始前に取り下げられたとき、又は執行行為が実現した後前項の規定により取り消されたときは、生じなかったものとみなす。

第 213 条 その他の請求権の消滅時効の停止、完成猶予及び更新 [日民——]

消滅時効の停止、完成猶予及び更新は、同一の原因から選択的に特定の請求権と並んで又はその請求権に代わって発生する請求権についても適用する。

第 3 節 消滅時効の法律効果

第 214 条 消滅時効の効力 [日民——]

(1) 消滅時効の完成後、債務者は、その給付を拒絶する権限を有する。

(2) 消滅時効にかかった請求権を満足させるために給付されたものは、消滅時効を知らずに給付したときであっても、返還を請求することができない。債務者の契約に適した承認及び担保の供与についても、同様とする。

第 215 条 消滅時効の完成後の相殺及び留置権 [日民 508 条]
初めて相殺をすることができ、又は給付を拒絶することができた時に請求権がなお消滅時効にかかっていなかったときは、消滅時効は、相殺及び留置権の主張を妨げない。

第 216 条 担保された請求権に関する消滅時効の効力 [日民——]
(1) 抵当権、船舶抵当権又は質権の設定された請求権の消滅時効は、その債権者が担保の目的物の換価を求めることを妨げない。
(2) 請求権の担保のために権利を設定したときは、請求権の消滅時効を理由として回復を求めることはできない。所有権を留保したときは、担保された請求権が消滅時効にかかった場合であっても、契約の解除をすることができる。
(3) 第 1 項及び前項の規定は、利息その他の定期給付の請求権の消滅時効には適用しない。

第 217 条 付随的給付の消滅時効 [日民——]
主たる請求権に従たる付随的給付の請求権は、これに適用される特別の消滅時効がまだ完成していない場合であっても、主たる請求権と同時に消滅時効にかかる。

第 218 条 解除の無効 [日民——]
(1) 未履行又は契約不適合給付を理由とする解除は、履行請求権又は追完請求権が消滅時効にかかり、債務者がこれを援用したときは、効力を生じない。第 275 条第 1 項から第 3 項まで、第 439 条第 4 項又は第 635 条第 3 項の規定により債務者が履行を要せず、履行請求権又は追完請求権が消滅時効にかかるときも、同様とする。この場合において、第 216 条第 2 項第 2 文の規定の適用を妨げない。
(2) 第 214 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

第 219 条から第 225 条まで 削除

第 6 章 権利の行使、正当防衛、自力救済

第 226 条 シカーネの禁止 [日民 1 条 3 項]
権利の行使は、他人に損害を加える目的のみを有するときは、許さない。

第 227 条 正当防衛 [日民 720 条 1 項]
(1) 正当防衛に必要な行為は、違法ではない。
(2) 正当防衛とは、現在の違法な攻撃から自己又は他人を守るために必要な防御をいう。

第 228 条 緊急避難 [日民 720 条 2 項]
 他人の物による急迫の危険から自己又は他人を守るために、その物を損傷又は滅失する者の行為は、その損傷又は滅失が危険を防止するために必要であり、かつ、その損害が危険に対して不相当ではないときは、違法ではない。危険が行為者の責めに帰すべきときは、行為者は、損害賠償の責任を負う。行為者が危険を引き起こしたときは、行為者は、損害賠償の責任を負う。

第 229 条 自力救済 [日民——]
 自力救済の目的で物を奪い、滅失させ、若しくは損傷させた者、又は自力救済の目的で逃亡の疑いがある義務者を拘束し、若しくは義務者が受忍する義務を負う行為に対する義務者の抵抗を排除した者の行為は、官公庁の救済を適時に得られず、かつ、即時に介入をしなければその請求権の実現ができなくなり、又は著しく困難になるおそれがあるときは、違法ではない。

第 230 条 自力救済の限界 [日民——]
 (1) 自力救済は、危険を防止するのに必要な限度を超えることができない。
 (2) 物を奪った場合においては、強制執行をしない限り、物的仮差押えを申し立てなければならない。
 (3) 義務者を拘束した場合においては、その者を再び解放しない限り、拘束した地の区裁判所に人的仮差押えを申し立てなければならない；義務者を遅滞なく裁判所に引き渡さなければならない。
 (4) 仮差押えの申立てが遅延し又は却下されたときは、遅滞なく奪った物を返還し、被拘束者を解放しなければならない。

第 231 条 錯誤による自力救済 [日民——]
 違法性阻却に必要な要件があると誤信して第 229 条に掲げる行為のいずれかを行なった者は、その錯誤が過失によらないときでも、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

第 7 章 担保提供

第 232 条 担保提供の種類 [日民——]
 (1) 担保を提供すべき者は、次に掲げる方法によって行うことができる。
 金銭又は有価証券の供託
 連邦債務原簿又はラント債務原簿に登録された債権への質権の設定
 動産への質権の設定
 ドイツ船舶登記簿に登録された船舶又は建造中の船舶登記簿に登録された建造中の船舶へ

の船舶抵当権の設定

国内の不動産への抵当権の設定

国内の不動産に抵当権が付された債権への質権の設定

国内の不動産の土地債務又は定期土地債務への質権の設定

(2) 前項の規定による担保を提供することができないときは、資格を有する保証人を立てることができる。

第 233 条 供託の効力

〔日民——〕

供託により、権利者は、供託された金銭又は供託された有価証券に質権を取得し、その金銭又は有価証券が国庫又は供託所と定められた機関に帰属するときは、その還付請求権に質権を取得する。

第 234 条 担保提供に適した有価証券

〔日民——〕

(1) 有価証券は、それが無記名であり、市場価格を有し、かつ、被後見人の金銭を運用することができる種類に属するときに限り、担保として提供することができる。白地式裏書により譲渡される指図証券は、無記名証券と同様とする。

(2) 利息証券、定期金証券、利益持分証券及び更改証券は、有価証券とともに供託しなければならない。

(3) 有価証券は、その市場価格の 4 分の 3 の額の限度においてのみ担保として提供することができる。

第 235 条 交換権

〔日民——〕

金銭又は有価証券の供託により担保を提供した者は、その供託した金銭を担保提供に適した有価証券と交換し、その供託した有価証券を担保提供に適した他の有価証券又は金銭と交換する権利を有する。

第 236 条 原簿債権

〔日民——〕

連邦又はラントに対する債務原簿債権は、有価証券の市場価格の 4 分の 3 の額の限度においてのみ担保として提供することができ、債権者は、自己の債権の消滅と引換えに、その交付を請求することができる。

第 237 条 動産

〔日民——〕

動産は、その評価額の 3 分の 2 の額の限度においてのみ担保として提供することができる。腐敗するおそれがあり、又は保管が著しく困難な物は、拒絶することができる。

第 238 条 抵当権、土地債務及び定期土地債務 [日民——]

- (1) 抵当権付債権、土地債務又は定期土地債務は、担保を提供すべき場所において被後見人の金銭を抵当権付債権、土地債務又は定期土地債務で運用することができる要件を備えるときに限り、担保として提供することができる。
- (2) 保全抵当権が設定された債権は、担保として提供することができない。

第 239 条 保証人 [日民 450 条 1 項]

- (1) 保証人は、提供すべき担保の価額に相当する財産を有し、かつ、普通裁判籍を国内において有するときは、その資格を有する。
- (2) 保証の意思表示は、先訴の抗弁権の放棄を含むものでなければならない。

第 240 条 補充義務 [日民——]

提供された担保が権利者の過失なしに不足を生ずるようになったときは、補充担保又は他の方法による担保を提供しなければならない。

以上

